

調査事業に係る事後評価記載様式

I 総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

現況調査では、地域の公共交通を考える上での基礎情報となる人口集積や高齢化の状況、公共交通のサービス状況、目的地となる各種施設の分布状況等をGISにより整理した。航路乗降調査では、全航路の全便の利用者に調査票を配布し、移動の実態やニーズ、満足度等を把握した。

民生委員アンケート調査では、各集落の住民の実情を熟知した民生委員を対象にアンケート調査を実施することで、各集落の交通弱者のニーズ、移動における課題等を把握した。高校生アンケートでは、江田島市内の高校及び江田島市に居住する高校生が通学する近隣自治体の高校を対象に、生徒の通学に関する調査を実施することで、主に学生の通学に関するニーズ、課題等を把握した。観光施設インタビュー調査では、江田島市の主要観光施設の来訪者を対象に調査を実施することで、江田島市への観光来訪者の観光行動や満足度等を把握した。

各種関係機関に対するヒアリング調査では、公共交通に携わる様々な主体より、江田島市の公共交通に関する意見を頂いた。

これら様々な調査を通じ、利用者の視点はもとより、交通事業者や医療、商業、観光といった目的施設など、様々な異なる視点から、江田島市の公共交通を活性化し、地域を活性化するための課題やアイデアを得ることができ、それを連携計画の策定に活かすことができた。

II 連携計画策定調査の総合性・整合性

1 調査の範囲

① 当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

公共交通体系、利用促進、観光振興、協働の4つの視点から、江田島市の公共交通の問題点・課題を整理した。

「公共交通体系」という観点では、航路やバス路線を基本とした公共交通の路線体系の効率化や交通結節点の整備等に関する問題点・課題を把握した。「利用促進」という観点では、公共交通を利用して頂くにあたっての情報提供の充実や、事業者間での連携、費用負担の軽減等の課題を抽出した。「観光振興」という観点では、交流人口の拡大に向けた施設間の連携やPRの仕方等に関する課題を抽出した。「協働」という観点では、これまで行政や事業者が中心に考えてきた公共交通について、住民も含めた適切な役割分担の構築に向けた課題を抽出した。

さらに個別の事業の検討にあたっては、これらの問題点・課題の他に、事業実施にあたっての個別の問題点・課題をさらに深く把握した。

② 当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

総合計画に示された江田島市の都市像を踏まえることはもとより、人口集積や高齢化の状況、目的地となる医療機関や商業施設、学校等の分布状況等を整理した。これらの目的施設の位置と、各方面からのバスのダイヤにより、各方面の住民の活動可能性のチェックを行い、日常生活における通院や買物の可能性等を確認した。

また、交流人口の拡大に向けた観光に関する問題点・課題を把握し、市外から観光客を集めるための魅力的な観光テーマ等に関して方向性の検討を行った。

2 地域公共交通に関する目標の設定

① 地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

調査により浮かび上がった問題点・課題を踏まえ、計画全体の目標として、①便利で効率的な公共交通体系の構築②住民の日常生活を支える最低限の移動手段の確保③誰もが利用しやすい環境の創出④観光振興に資する公共交通サービスの実現 の4つを掲げている。個々の事業の実施にあたっては、上記の目標をもとに、さらに細かな数値目標を設定し、実効性ある事業としての効果の把握に努める予定としている(例:利用者数や収支率等)。

航路の合理化・効率化や交通空白地域への移動手段確保については、次年度以降の実証運行に向けて、現在、地域との話し合いを続けている段階である。サービス内容がある程度固まった時点で、「持続可能性」をキーワードとした目標の設定を行う予定である。

② 上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

計画に掲げる全ての事業は、各分科会や地域でのワークショップでの話し合いを踏まえている。今後設定する個別の事業の目標についても、「持続可能性」というキーワードを基本に、これらの話し合いにおける社会、住民ニーズを踏まえて設定する予定である。

3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

**① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選び出されたか。
また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。**

目標①を達成するために、西能美航路の合理化・効率化を目指した実証運行の他、バス路線の系統整理、相乗りタクシーの仕組みづくりなどの事業を検討した。

目標②を達成するために、これまで移動に困難を生じていた交通空白不便地域への移動手段の確保の他、バスで対応しきれない部分のカバーを目指した相乗りタクシーの仕組みづくりなどの事業を検討した。

目標③を達成するために、棧橋や主要バス停における施設整備の他、ICカードの導入やインターネット等における情報提供の充実などの事業を検討した。

目標④を達成するために、市内外の観光施設とタイアップした観光ルートの開発やサイクリング&シップライド型エコツーリングの推進などの事業を検討した。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

Ⅲ 自立性・持続性
1 事業の実施に向けての準備
<p>① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。</p> <p>個別の事業の内容やスケジュールについては、分科会や協議会の他、関係主体と調整を行い、実現可能なものとした（連携計画素案参照）。</p> <p>西能美航路の合理化・効率化については、住民感情もあり、具体的なスケジュールを確定できていないが、今後、自治会等を通じて住民が納得できる実現可能な試験運行案について協議し、内容とスケジュールを確定することとしている。</p> <p>交通空白不便地域への移動手段確保については、現在、地域住民との意見交換を実施している段階であり、今後、試験運行案ができあがった段階で計画書に反映することとしている。</p> <p>観光振興に関する事業については、市の観光部局および観光協会と連携し、次年度からの実施に向けて調整中である。</p>
<p>② 事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。</p> <p>実証運行に係る事業（航路、バス路線）については、実証運行の内容とスケジュールが具体化されていないため、評価基準・評価方法についても確定できていない。今後、内容とスケジュールと同じくこれらについても検討を行うこととしている。</p>
<p>③ 事業の実施主体が検討されたか。</p> <p>個別の事業の実施主体については、分科会や協議会の他、関係主体と調整を行った（各会の議事録参照）。</p> <p>交通空白不便地域のモデル事業においては、地域のワークショップにより、運行経路等の協議を行う中で、実施主体についても検討を行った。</p> <p>また、その他の事業においても、現状で携わっている運行事業者を基本として検討を行った。</p>
2 事業の実施環境
<p>① 実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。</p> <p>平成22年度の計画事業の実施に当たっては、国費の外に江田島市からの財政支出によることで関係者の合意が図れており、現在見込まれる事業の市負担分は江田島市の平成22年3月議会に予算案を提出し、市議会において審議してもらう予定となっている。</p>
<p>② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。</p> <p>公共交通空白不便地域での取組を中心に、協賛金拠出等を行ってでも地域の移動手段を自分たちで守ろうという機運が高まりつつある。その他、既存のバス路線については、ある程度のサービス水準を確保した上で、啓発等の活動を実施する予定としている。</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

IV 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成
1 協議会における審議体制等
① 協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。
法定協議会の運営に関する規定が、第1回の法定協議会で承認されており、その審議事項は連携計画の策定、実施に係る連絡調整、計画の実施、その他目的を達成するために必要なことと等を規定しており、その事業の評価等も含まれる。また、個別の案件については、各分科会で協議行えることとしており、それぞれ、自治会分科会、海上分科会、陸上分科会により協議を行っている。
② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。
法定協議会の構成員には、江田島市の自治会連合会会長が含まれており、また、自治会分科会を設置しており、構成員を市内の各地域ごとの自治会代表者として、その中で、市内全域の地域住民の意見が反映されるよう協議を行っている。
2 協議会における審議
① 調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。
随時必要な事業を実施するために法定協議会を開催して審議及びこれまでの事業報告を行っていることのほか、第5回法定協議会において、調査事業に係る自己評価報告案が報告・審議されることとなっており、法定協議会は円滑に行われている。また、各分科会においても、計画事業の検討について専門的な分野での検討も行われている。
② 協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。
法定協議会は規約により常に公開することとしており、実際の開催においても公開とした。さらに会議の議事録においては、会議開催後速やかにHPに掲載するとともに、協議の節目においては市の広報誌に掲載している。
3 地域関係者の実質的な合意形成
① 地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。
法定協議会においては、地域住民の代表者及びオブザーバーとして各地域の代表者も参加して協議・検討を行い、承認を得ている。また、法定協議会に対する市の費用負担に関係者に事業内容の精査の上、合意を得ている。さらに、事業の関係の深い地域においては、ワークショップを開催したり、その地域の集会で説明を行うなど、地域の合意も得られている。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。